

令和 7 年 12 月

条例議案概要説明書

(給与改正関係)

目 次

	ページ
議案第 1 3 3 号 徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部 を改正する条例を定めるについて……………	1
議案第 1 3 4 号 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を 定めるについて……………	1
議案第 1 3 5 号 徳島市職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に 関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定 めるについて……………	2
議案第 1 3 6 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 を定めるについて……………	4

議案第133号

徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

特定任期付職員の給与について、次のとおり改正する。

1 給料月額の改正

特定任期付職員の給料月額を次のとおり改正する。

号給	改正案	現行
1	405,000円	392,000円
2	455,000円	440,000円
3	508,000円	492,000円
4	574,000円	555,000円
5	655,000円	634,000円
6	765,000円	740,000円
7	893,000円	864,000円

2 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正

(1) 期末手当の支給割合を100分の96.25（現行 100分の95）と、勤勉手当の支給割合を100分の88.75（現行 100分の87.5）とする。

(2) 令和7年12月に支給するものに限り、期末手当の支給割合を100分の97.5と、勤勉手当の支給割合を100分の90とする。

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。ただし、前記2の(1)については、令和8年4月1日から施行する。

(2) 前記1については令和7年4月1日から、前記2の(2)については同年12月1日から適用する。

議案第134号

徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

一般職の職員の給与について、次のとおり改正する。

1 給料月額の改正

一般職の職員に適用される給料表に規定する給料月額を平均3.24%増額改正する。

2 期末手当の支給割合の改正

(1) 期末手当の支給割合を100分の126.25（現行 100分の125）とし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員については100分の71.25（現行 100分の70）とする。

(2) 令和7年12月に支給する期末手当に限り、その支給割合を100分の127.5とし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員については100分の72.5とする。

3 勤勉手当の支給割合の改正

(1) 勤勉手当の支給割合を100分の106.25（現行 100分の105）とし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員については100分の51.25（現行 100分の50）とする。

(2) 令和7年12月に支給する勤勉手当に限り、その支給割合を100分の107.5とし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員については100分の52.5とする。

4 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。ただし、前記2の(1)及び前記3の(1)については、令和8年4月1日から施行する。

(2) 前記1については令和7年4月1日から、前記2の(2)及び前記3の(2)については同年12月1日から適用する。

議案第135号

徳島市職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正に伴い、次のとおり改正する。

1 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

(1) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定

教育委員会は、教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の内容及びその実施に

より達成しようとする目標等を定めた計画を策定し、これを公表するものとする。

(2) 教職調整額の改正

高等学校及び幼稚園の教育職員であって適用される給料表の職務の級が1級、2級又は3級である者に対し支給する教職調整額について、次のとおり改正する。

ア 指導改善研修被認定者については、教職調整額を支給しないこととする。

イ 高等学校の教育職員に支給する教職調整額を、次のとおり段階的に引き上げる。

期間	教職調整額
現行	給料月額100分の4に相当する額
令和8年1月1日から同年12月31日まで	給料月額100分の5に相当する額
令和9年1月1日から同年12月31日まで	給料月額100分の6に相当する額
令和10年1月1日から同年12月31日まで	給料月額100分の7に相当する額
令和11年1月1日から同年12月31日まで	給料月額100分の8に相当する額
令和12年1月1日から同年12月31日まで	給料月額100分の9に相当する額
令和13年1月1日以降	給料月額100分の10に相当する額

2 徳島市職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 給与月額に加算する額の改正

教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である者に対し行う給与月額への加算について、次のとおり改正する。

ア 対象となる職員に、その職務の級が5級である者を加える。

イ 加算する額を、職務の級に応じ、次のとおり段階的に引き上げる。

期間	給与月額に加算する額	
	4級	5級
現行	7,700円	なし
令和8年1月1日から同年12月31日まで	11,500円	3,800円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	15,400円	7,700円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	19,200円	11,500円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	23,000円	15,300円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	26,900円	19,200円
令和13年1月1日以降	30,700円	23,000円

(2) 高等学校教員特別手当の改正

高等学校に勤務する教育職員に対し支給する高等学校教員特別手当について、上限額を8,600円（現行 8,000円）に引き上げるとともに、支給月額を校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して決定することとする。

3 施行期日等

- (1) 令和8年1月1日から施行する。ただし、前記1の(1)については、同年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

議案第136号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 教育特殊業務手当の改正

徳島県学校職員の特殊勤務手当の見直しに伴い、高等学校に勤務する職員の教育特殊業務手当について、次のとおり改める。

区分		改正案	現行
学校の管理下において行う非常災害時等の困難な緊急業務	生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧	変更なし	日額 8,000円
	上記のうち被害が甚大な非常災害時の学校施設等に避難している生徒の救援業務	変更なし	日額 16,000円
	生徒の負傷、疾病等に伴う救急	日額 8,000円	日額 7,500円
	生徒に対する緊急の補導	日額 8,000円	日額 7,500円
修学旅行等の引率		変更なし	日額 5,100円
対外運動競技等の引率		変更なし	日額 5,100円
週休日等に行う部活動		変更なし	日額 3,600円
入学試験の採点		変更なし	時間額 220円
主任等の業務		変更なし	日額 200円

2 施行期日

令和8年1月1日から施行する。

